

基準1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準

- 1 令別表第1(1)項から(15)項まで及び(16)項に掲げる防火対象物の取扱いについては、「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」(昭和50年4月15日消防予第41号消防安第41号)によること。

なお、上記通知第2項第3号の規定中「おおむね等しい場合」とは1㎡未満の差の場合とする。◇

- 2 有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設及び障害者支援施設等、要介護状態区分や障害者支援区分の者の割合により用途区分が決定するものについて、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」(平成26年3月14日消防予第81号)によること。